

みよし広域連合一般廃棄物処理施設建設用地選定委員会 検討地抽出シート

No	抽出項目	法令等	留意点	審査区分
1	有効敷地	—	施設計画に必要な可燃ごみ処理施設等の関係施設を配置するために概ね「1.5ha」の敷地面積の確保が可能である。ただし周辺部に民家等が点在しない場合は緩衝地面積が減少するため、周辺環境により敷地面積要件を考慮する必要がある。	可能面積は○
2	土地の形状・地質	—	狭隘、複雑な形状、急勾配、道路等で分散した土地及び明らかに軟弱な地盤等は避けるべきである。	該当区域は×
3	用途地域	都市計画法	(1)都市計画法上、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域は、良好な住居の環境を保護するための地域として指定されている場所であることから、施設からの排出ガスや多くの車の出入りが伴うごみ処理施設の建設は適切でない。 (2)都市計画法ではこれら地域にはごみ処理施設の建設ができない。	該当区域は×
4	国立公園及び国定公園	自然公園法 (法:第20条第3項 施行規則:第11条)	(1)国立公園及び国定公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定された区域であることから、開発に伴うごみ処理施設の建設は適切でない。 (2)国立公園内では工作物を新築、改築、増築する行為は環境大臣(国定公園は知事)の許可を要し、これらの行為は学術研究や国立(国定)公園として立地するために必要なものしか認められない。	該当区域は×
5	国有林	森林法 (法:第10条の2第2項)	(1)国有林は、原生的な天然林が広く分布し、野生動植物の生息地や生育地として重要な森林が多く含まれており、公益的機能の発揮に向けた森林として指定された区域であることから、開発に伴うごみ処理施設の建設は適切でない。 (2)国有林内で行われる開発行為は、林地開発許可制度の運用基準に準じて審査され、運用基準では、次に該当しなければ許可されない。 ・森林の災害防止機能から、周辺地域における土砂の流出、又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがない。 ・森林の水害防止機能から、周辺地域における水害を発生させるおそれがない。 ・森林の水源かん養機能から、周辺地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがない。 ・森林の環境保全機能から、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがない。	該当区域は×
6	保安林	森林法 (法:第26条第1項、第2項 第26条の2第1項、第2項)	(1)保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等のための森林として指定された区域であることから、開発に伴うごみ処理施設の建設は適切でない。 (2)保安林は指定理由が消滅したとき及び公益上の理由により必要が生じたときには、指定を解除することができるが、次の要件を全て満たす必要がある。 ・事業箇所がその土地以外に他に適地を求めることができず、保安林を避けて選定することが著しく困難である。 ・申請する面積が必要最小限であること。 ・事業に関する計画の内容が具体的であり、実施されることが確実である。また、土地を使用する権利を有し、予算的な担保がある。 ・解除する保安林の指定目的の達成に支障のないような代替施設がある。	該当区域は×
7	風致地区	都市計画法	風致地区は、都市環境の保全を図るため自然的な要素に富んだ良好な自然的景観を形成している区域として指定されていることから、開発に伴うごみ処理施設の建設は適切でない。	該当区域は×
8	史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法 文化財の保護に関する条例(徳島県) 三好市文化財保護条例 東みよし町文化財保護条例	法や条例により指定された史跡名勝天然記念物は、我が国・県・市にとって歴史上、芸術上、観賞上又は学術上価値が高いものとして文化的向上のために指定されたものであることから、開発に伴う本施設の建設は適切でない。	該当区域は×
9	浸水想定区域	水防法	施設を安定稼働する為には、用地造成時に危険回避する事も可能であるが、施設が浸水する恐れがある浸水想定区域3m以上の場所は避けるべきである。	該当区域は×
10	活断層	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例	施設を安定稼働する為には、今後発生が予想されている南海トラフ大地震発生時における重大な被災を避けるべきであるため活断層近辺は避けるべきである。	該当区域は×
11	液状化・地盤沈下区域	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例	施設を整備する用地が液状化・地盤沈下する恐れがあると、安定的な稼働が困難になる為、「液状化の危険性が極めて高い」区分は避けるべきである。	該当区域は×
12	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	施設を安定稼働するためには、土砂災害の極めて危険性のある場所を避けるべきである。	該当区域は×
13	河川区域	河川法	河川区域は避けるべきである。	該当区域は×
14	農地区分	農地法	土地収用法の規定により一般廃棄物処理施設を設置する際、農地転用の手続きは不要であるが、国から食料供給の基盤である優良農地の確保の要請がある中、農地法で規定されている土地を積極的に取得すべきではなく、1種農地は避けるべきである。	該当区域は×
15	標高区分	—	積雪による車両通行不能を考慮し、標高500m以上の場所は避けるべきである。	該当区域は×